

## ○みよし市エコエネルギー促進事業補助金交付要綱

令和5年3月23日

みよし市エコエネルギー促進事業補助金交付要綱（平成31年3月1日）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、みよし市補助金等交付規則（平成13年三好町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、住宅用地球温暖化対策設備の設置者、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下「ZEH」という。）を新築した者又は新築されたZEHの購入者及び外部給電設備の設置者に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅用地球温暖化対策設備 別表第1に掲げる設備で、未使用のものをいう。
- (2) ZEH 国が定めたZEHロードマップにおける「ZEHの定義」を満たし、かつ省エネルギー性能表示制度の地域区分6における断熱等性能等級5、6、7の基準を満たす住宅（Nearly ZEH、ZEH Ready及びZEH Orientedを除く。）をいう。ただし、断熱等性能等級5の基準を満たす住宅については、令和7年3月31日までに契約したものに限る。
- (3) ZEHを構成する設備 未使用のZEHに必要な高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備、照明設備、再生可能エネルギー発電設備及びエネルギー計測装置をいう。
- (4) 次世代自動車 別表第2に掲げる自動車をいう。
- (5) ハイブリッド自動車 四輪以上の検査済自動車であって、その自動車検査証にハイブリッド車と記載されているものをいう。
- (6) 次世代自動車等 前2号に掲げる自動車をいう。
- (7) 外部給電設備（住宅用） 停電等の非常時に次世代自動車等から住宅に電力を供給できる設備であって、次のアからエまでに掲げる要件を全て満たすものをいう。
  - ア 次世代自動車等に搭載される出力AC1500Wのコンセントから直接、住宅内特定回路へ電力を供給できる設備
  - イ 安全性能として、地絡検出及び屋内電路の漏電遮断機能を備えた設備
  - ウ 未使用のもの
  - エ 電気自動車等充給電設備(V2H)でないもの

(8) 外部給電設備（自動車用） 次世代自動車等に取り付けられた、車両外部に出力 AC1500W以上の電力を供給できる機能を有し、容易には取り外すことができない設備であって、未使用のものをいう。

（補助金の交付目的）

第3条 この補助金は、住宅用地球温暖化対策設備の設置者、ZEHを新築した者又は新築されたZEHの購入者並びに外部給電設備（住宅用）及び外部給電設備（自動車用）の設置者に対して、設置及び購入に要する費用の一部を補助することにより、エネルギーの地産地消に対する意識の高揚を図るとともに、地球温暖化防止の促進を図ることを目的とする。

（申請者）

第4条 この補助金の交付の申請ができる者は、申請時において次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 市税等を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（補助金の交付の申請の制限）

第5条 住宅用地球温暖化対策設備に対する補助金の交付を受けた者又はその者が属する世帯の者は、別表第1に掲げる設備のうち同一区分の設備に係る補助金については、別表第3に定める耐用年数（以下「耐用年数」という。）を経過するまでは再度補助金の交付申請をすることができない。ただし、補助金の交付決定を受けた住宅用地球温暖化対策設備を引き続き使用し、新たに同一区分の住宅用地球温暖化対策設備を増設する場合は、この限りでない。

（補助対象者）

第6条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 住宅用地球温暖化対策設備 第4条各号に掲げる要件のいずれにも該当する者で、次のアからイまでのいずれかに該当するもの。

ア 自ら購入した住宅用地球温暖化対策設備を自ら居住する市内の住宅(住宅用太陽光

発電システムについては、当該住宅に附属する建物を含む。以下同じ。)において設置した個人

イ 自ら居住するため市内に住宅用地球温暖化対策設備(断熱窓を除く。)付き住宅を購入した個人

(2) ZEH 第4条各号に掲げる要件のいずれにも該当する者で、次のアからイまでのいずれかに該当するもの

ア 自ら居住するため市内にZEHを新築する個人

イ 自ら居住するため市内にZEHを購入した個人

(3) 外部給電設備(住宅用) 第4条各号に掲げる要件のいずれにも該当する者で、外部給電設備(住宅用)を自ら居住する市内の住宅に設置した個人

(4) 外部給電設備(自動車用) 第4条各号に掲げる要件のいずれにも該当する者で、外部給電設備(自動車用)を自ら使用する目的により新規登録で購入した次世代自動車等に購入時又は耐用年数以内に設置した個人

2 市長が必要と認めるときは、前項各号に定める者の配偶者又は一親等の親族を同項各号に定める補助対象者とみなす。

(補助事業)

第7条 補助金の交付対象となる事業は、補助対象者による補助対象設備(住宅用地球温暖化対策設備、ZEHを構成する設備並びに外部給電設備(住宅用)及び外部給電設備(自動車用)をいう。以下同じ。)設置事業とする。

(補助対象経費)

第8条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象設備(断熱窓を除く。)の設置に要する費用(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

(補助金の額)

第9条 補助金の額は、別表第4に定める額とする。

2 補助金の額の算定に当たって、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請兼実績報告)

第10条 規則第3条に規定する補助金の交付申請及び規則第11条に規定する補助事業の実績報告は同時にすることができるものとし、補助金の交付の申請をしようとする者は、住宅用地球温暖化対策設備並びに外部給電設備(住宅用)及び外部給電設備(自動車用)にあっては設置完了の日、ZEHにあっては引渡しの日から180日以内に、みよし市エコエネ

ルギー促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（住宅用地球温暖化対策設備）（様式第1号）、みよし市エコエネルギー促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（ZEH）（様式第2号）又はみよし市エコエネルギー促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（外部給電設備）（様式第3号）に別表第5に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 前項の設置完了の日及び引渡しの日は、別表第6に掲げる日とする。ただし、当該日が複数ある場合には、いずれか遅い日とする。

（補助金交付決定等）

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類の審査及び調査を行い、補助金の交付を適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、みよし市エコエネルギー促進事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、適当と認められないときは補助金の不交付決定を行い、みよし市エコエネルギー促進事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付決定に当たり、条件を付することができるものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、直ちにみよし市エコエネルギー促進事業補助金交付請求書（様式第6号）により補助金の請求をしなければならない。

- 2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付申請の取下げ）

第13条 交付決定者が補助金の交付決定を受けた後に補助金の交付を辞退しようとするときは、みよし市エコエネルギー促進事業補助金交付申請取下げ申出書（様式第7号）により市長に申し出るものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、規則第14条の規定により補助金の交付を取り消す場合において、既に補助金が支払われているときは、みよし市エコエネルギー促進事業補助金返還請求書（様式第8号）に取消しの理由を記載し、当該補助金の全部又は一部（耐用年数から使用年数（使用年数に年未満の期間があるときは、その期間を切り捨てるものとする。）を減じた年数を耐用年数で除した値に当該補助金の額を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。））の返還を請求するものとする。

（財産の管理及び処分の制限）

第15条 交付決定者は、補助対象設備を適正に使用し、耐用年数の期間内は、補助金の交

付目的に反して使用又は譲渡、交換、貸付け、売却、廃棄等の処分をしてはならない。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で補助対象設備を処分するとき。
- (2) 初期不良又は故障により補助対象設備を買換え、又は処分するとき。
- (3) その他市長が認めるとき。

- 2 補助対象設備を処分しようとするときは、あらかじめみよし市エコエネルギー促進事業補助金処分承認申請書（様式第9号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。  
（市による調査）

第16条 市長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、交付決定者に対して、補助対象設備の使用に関する調査を行うことができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の際現に改正前のみよし市エコエネルギー促進事業補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている補助金交付申請書兼実績報告書その他の用紙は、改正後のみよし市エコエネルギー促進事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。  
（要綱の失効）
- 3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和6年3月22日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。  
（設置完了日等に関する経過措置）
- 2 改正後の第10条、別表第5及び別表第6の規定は、住宅用太陽光発電システムの設置完了の日又はZEHの引渡しの日が令和5年10月5日以後の場合について適用し、住宅用太陽光発電システムの設置完了の日又はZEHの引渡しの日が同月4日以前の場合については、なお従前の例による。  
（様式に関する経過措置）
- 3 この要綱の施行の際現に改正前のみよし市エコエネルギー促進事業補助金交付要綱の

規定に基づいて作成されているみよし市エコエネルギー促進事業補助金交付申請書兼実績報告書その他の用紙は、改正後のみよし市エコエネルギー促進事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和7年3月24日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の改正の際現に改正前のみよし市エコエネルギー促進事業補助金交付要綱の規定に基づいて作成されているみよし市エコエネルギー促進事業補助金交付申請書兼実績報告書その他の用紙は、改正後のみよし市エコエネルギー促進事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に改正前のみよし市エコエネルギー促進事業補助金交付要綱の規定に基づいて作成されているみよし市エコエネルギー促進事業補助金交付申請書兼実績報告書その他の用紙は、改正後のみよし市エコエネルギー促進事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表第1（第2条、第5条関係）

区分	定義
住宅用太陽光発電システム	太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費されるもので、システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力が50キロワット未満であるもの
家庭用エネルギー管理システム(HEMS)	家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有するもの
家庭用蓄電システム	リチウムイオン蓄電池部(リチウムイオンの酸化及び還元で電気

	的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。)及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができるもの。ただし、定置用のものに限り、容易に持ち運びができないものとする。
電気自動車等充電設備(V2H)	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車(以下「電気自動車等」という。)への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なもの
断熱窓	<p>既存の戸建住宅の窓に対し、内窓の取付け若しくは外窓の交換又はガラスの交換(ガラス交換、カバー工法(既存窓枠を取り外さずに、その枠の上から新しい窓を取り付ける方法をいう。)及び建具交換(障子部分である建具及びガラスを一体として交換することをいう。))による断熱改修を行うものであって、次の1から3までに掲げる要件を全て満たすもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 1つ以上の居間又は主たる居室(就寝を除き、日常生活上在室時間が長い居室等)を中心に改修すること。</li> <li>2 導入する窓は、原則、改修する居室等の外皮部分(外気に接する部分)全てに設置及び施工すること。</li> <li>3 熱貫流率が<math>4.65\text{W}/\text{m}^2 \cdot \text{K}</math>以下になること。</li> </ol>
家庭用燃料電池システム	燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもの
太陽熱利用システム(自然循環型)	太陽エネルギーを熱エネルギーに変換して、熱媒体を加熱する集熱器及びその熱媒体を貯める貯湯部で構成されるシステムで、集熱器及び貯湯部の間を自然循環作用によって熱輸送を行い、給湯に利用するもの。ただし、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたもの又はそれと同等の機能を有するものに限る。
太陽熱利用システム(強制循環型)	太陽エネルギーを熱エネルギーに変換して、熱媒体を加熱する集熱器及びその熱媒体を貯める蓄熱槽で構成されるシステムで、集

	<p>熱器及び蓄熱槽の間を強制循環によって熱輸送を行い、給湯、暖房等に利用するもの又は集熱器で暖められた空気を集熱ファンにより強制的に室内に送風し、暖房等に利用するもの。ただし、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたもの又はそれと同等の機能を有するものに限る。</p>
--	--

別表第2（第2条関係）

区分	定義
燃料電池自動車	四輪以上の検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定により自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）であって、その自動車検査証に燃料電池自動車と記載されているもの
プラグインハイブリッド自動車	四輪以上の検査済自動車であって、その自動車検査証にプラグインハイブリッド車と記載されているもの
電気自動車	上記を除く四輪以上の検査済自動車であって、その自動車検査証において燃料の種類が電気と記載されているもの
超小型電気自動車	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）別表第2に掲げるミニカーのうち、定格出力が0.25キロワットを超え0.6キロワット以下で電動機を有する四輪以上のものであって、みよし市税条例（昭和29年三好村条例第5号）第82条第3項に規定する証明書にミニカーと記載されているもの

別表第3（第5条関係）

区分	耐用年数
住宅用太陽光発電システム	17年
家庭用エネルギー管理システム(HEMS)	8年
家庭用蓄電システム	6年
電気自動車等充給電設備(V2H)	8年
断熱窓	15年
家庭用燃料電池システム	6年
太陽熱利用システム（自然循環型及び強制循環型）	15年

ZEH	ZEHを構成する設備に応じて減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に準ずる。
次世代自動車等	4年（超小型電気自動車は3年）
外部給電設備（住宅用）	8年

別表第4（第9条関係）

区分	補助金の額
住宅用太陽光発電システム	発電システムを構築する太陽電池モジュールの最大出力の合計（単位はキロワットとし、小数点以下2位未満は四捨五入する。）に4万円を乗じて得た額とし、20万円又は補助対象経費のいずれか低い額を限度とする。
家庭用エネルギー管理システム(HEMS)	補助対象経費の10パーセントとし、1万円を限度とする。
家庭用蓄電システム	補助対象経費の10パーセントとし、40万円を限度とする。ただし、設置完了の日が令和8年3月31日以前の場合は、15万円を限度とする。
電気自動車等充給電設備(V2H)	補助対象経費の10パーセントとし、5万円を限度とする。
一体的導入による加算	住宅用太陽光発電システム、家庭用エネルギー管理システム(HEMS)及び次に掲げるいずれか又は2つ以上の設備を設置し、同時に補助金の交付申請をする場合は、15万円を加算するものとする。ただし、ZEHの補助金の交付申請をする場合は、本規定は適用しない。 1 家庭用蓄電システム 2 電気自動車等充給電設備(V2H) 3 断熱窓
家庭用燃料電池システム	補助対象経費の10パーセントとし、15万円を限度とする。
太陽熱利用システム	補助対象経費の10パーセントとし、5万円を限度とする。

(自然循環型)	
太陽熱利用システム (強制循環型)	補助対象経費の10パーセントとし、10万円を限度とする。
ZEH	断熱等性能等級5の評価を受けた住宅は、補助対象経費の額にかかわらず40万円とする。
	断熱等性能等級6の評価を受けた住宅は、補助対象経費の額にかかわらず80万円とする。
	断熱等性能等級7の評価を受けた住宅は、補助対象経費の額にかかわらず100万円とする。
外部給電設備 (住宅用)	補助対象経費の10パーセントとし、5万円を限度とする。
外部給電設備 (自動車用)	補助対象経費の額又は1万円のいずれか少ない額とする。

別表第5 (第10条関係)

区分	添付書類
住宅用太陽光発電システム	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象経費に係る領収書の写し。ただし、分割払により住宅用太陽光発電システムを購入した場合は、分割払に係る契約書の写し</li> <li>2 太陽電池モジュールの販売者又は施工業者が作成した太陽電池モジュールの配置図及び太陽電池モジュールの最大出力の合計を確認できる書面の写し</li> <li>3 次に掲げるカラー写真 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 住宅用太陽光発電システム設置後の住宅の全景</li> <li>(2) 設置した全ての太陽電池モジュール (設置場所及び設置状態を確認できるもの)</li> </ol> </li> <li>4 補助対象経費の内訳が明記されている工事請負契約書又は売買契約書の写し。ただし、工事請負契約書又は売買契約書に補助対象経費の内訳が明記されていない場合は、補助対象経費の内訳が明記されている見積書等の写しを工事請負契約書又は売買契約書の写しと併せて提出すること。</li> <li>5 住宅用太陽光発電システムの規格を確認できるカタログ等書類の写し</li> <li>6 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>

<p>家庭用エネルギー管理システム (HEMS)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象経費に係る領収書の写し。ただし、分割払により家庭用エネルギー管理システム(HEMS)を購入した場合は、分割払に係る契約書の写し</li> <li>2 家庭用エネルギー管理システム(HEMS)の保証書の写し</li> <li>3 次に掲げるカラー写真 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 家庭用エネルギー管理システム(HEMS)本体の全景</li> <li>(2) 家庭用エネルギー管理システム(HEMS)本体に貼付されている型番及び製造番号が記載された箇所</li> </ol> </li> <li>4 補助対象経費の内訳が明記されている工事請負契約書又は売買契約書の写し。ただし、工事請負契約書又は売買契約書に補助対象経費の内訳が明記されていない場合は、補助対象経費の内訳が明記されている見積書等の写しを工事請負契約書又は売買契約書の写しと併せて提出すること。</li> <li>5 家庭用エネルギー管理システム(HEMS)の規格を確認できるカタログ等書類の写し</li> <li>6 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>
<p>家庭用蓄電システム</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象経費に係る領収書の写し。ただし、分割払により家庭用蓄電システムを購入した場合は、分割払に係る契約書の写し</li> <li>2 家庭用蓄電システムの保証書の写し</li> <li>3 次に掲げるカラー写真 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 家庭用蓄電システム本体の全景</li> <li>(2) 家庭用蓄電システム本体に貼付されている型番及び製造番号が記載された箇所</li> </ol> </li> <li>4 補助対象経費の内訳が明記されている工事請負契約書又は売買契約書の写し。ただし、工事請負契約書又は売買契約書に補助対象経費の内訳が明記されていない場合は、補助対象経費の内訳が明記されている見積書等の写しを工事請負契約書又は売買契約書の写しと併せて提出すること。</li> <li>5 家庭用蓄電システムの規格等を確認できるカタログ等書類の写し</li> <li>6 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>

<p>電気自動車等充給電設備(V2H)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象経費に係る領収書の写し。ただし、分割払により電気自動車等充給電設備(V2H)を購入した場合は、分割払に係る契約書の写し</li> <li>2 電気自動車等充給電設備(V2H)の保証書の写し</li> <li>3 次に掲げるカラー写真 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 電気自動車等充給電設備(V2H)本体の全景</li> <li>(2) 電気自動車等充給電設備(V2H)本体に貼付されている型番及び製造番号が記載された箇所</li> </ol> </li> <li>4 補助対象経費の内訳が明記されている工事請負契約書又は売買契約書の写し。ただし、工事請負契約書又は売買契約書に補助対象経費の内訳が明記されていない場合は、補助対象経費の内訳が明記されている見積書等の写しを工事請負契約書又は売買契約書の写しと併せて提出すること。</li> <li>5 電気自動車等充給電設備(V2H)の規格を確認できるカタログ等書類の写し</li> <li>6 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>
<p>断熱窓</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象経費に係る領収書の写し。ただし、分割払により断熱窓を改修した場合は、分割払に係る契約書の写し</li> <li>2 断熱窓の改修工事の完了日を確認できる書類の写し</li> <li>3 断熱窓改修位置が明示された図面</li> <li>4 次に掲げるカラー写真 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 断熱窓改修後の住宅の全景</li> <li>(2) 断熱窓改修箇所（改修箇所全てを示したもの）</li> </ol> </li> <li>5 補助対象経費の内訳が明記されている工事請負契約書又は売買契約書の写し。ただし、工事請負契約書又は売買契約書に補助対象経費の内訳が明記されていない場合は、補助対象経費の内訳が明記されている見積書等の写しを工事請負契約書又は売買契約書の写しと併せて提出すること。</li> <li>6 改修に使用したガラス、サッシ等の性能を証する書類（施工部分の熱貫流率が記載されているもの）</li> <li>7 断熱窓の規格等を確認できるカタログ等書類の写し</li> <li>8 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>

<p>家庭用燃料電池システム</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象経費に係る領収書の写し。ただし、分割払により家庭用燃料電池システムを購入した場合は、分割払に係る契約書の写し</li> <li>2 家庭用燃料電池システムの保証書の写し</li> <li>3 次に掲げるカラー写真 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 家庭用燃料電池システム本体の全景</li> <li>(2) 燃料電池ユニット本体に貼付されている型番及び製造番号が記載された箇所</li> <li>(3) 貯湯ユニット本体に貼付されている型番及び製造番号が記載された箇所</li> </ol> </li> <li>4 補助対象経費の内訳が明記されている工事請負契約書又は売買契約書の写し。ただし、工事請負契約書又は売買契約書に補助対象経費の内訳が明記されていない場合は、補助対象経費の内訳が明記されている見積書等の写しを工事請負契約書又は売買契約書の写しと併せて提出すること。</li> <li>5 家庭用燃料電池システムの規格を確認できるカタログ等書類の写し</li> <li>6 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>
<p>太陽熱利用システム（自然循環型及び強制循環型）</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象経費に係る領収書の写し。ただし、分割払により太陽熱利用システムを購入した場合は、分割払に係る契約書の写し</li> <li>2 太陽熱利用システムの保証書の写し</li> <li>3 次に掲げるカラー写真 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 太陽熱利用システム設置後の住宅の全景</li> <li>(2) 集熱部、貯湯部及び蓄熱部のうち、設置されている設備（設置場所及び設置状態を確認できるもの）</li> </ol> </li> <li>4 補助対象経費の内訳が明記されている工事請負契約書又は売買契約書の写し。ただし、工事請負契約書又は売買契約書に補助対象経費の内訳が明記されていない場合は、補助対象経費の内訳が明記されている見積書等の写しを工事請負契約書又は売買契約書の写しと併せて提出すること。</li> <li>5 太陽熱利用システムの規格を確認できるカタログ等書類の写し</li> <li>6 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>

ZEH	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ZEHの新築又は購入に係る領収書の写し。ただし、分割払によりZEHを新築又は購入した場合は、分割払に係る契約書の写し</li> <li>2 住宅の引渡証明書等住宅の引渡日を確認できる書類の写し</li> <li>3 住宅の全景のカラー写真</li> <li>4 工事請負契約書又は売買契約書の写し</li> <li>5 交付申請者が所有する住宅がZEHであることを示すBELS等省エネルギー性能表示及びその表示に関する評価書の写し（評価書の省エネ性能ラベルに断熱性能等級及び『ZEH』マークの記載が確認できるもの）</li> <li>6 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>
外部給電設備（住宅用）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象経費に係る領収書の写し。ただし、分割払により外部給電設備（住宅用）を購入した場合は、分割払に係る契約書の写し</li> <li>2 外部給電設備（住宅用）の保証書の写し</li> <li>3 次に掲げるカラー写真 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 外部給電設備（住宅用）設置後の住宅の全景</li> <li>(2) 設置されている設備（設置場所及び設置状態を確認できるもの）</li> </ol> </li> <li>4 補助対象経費の内訳が明記されている工事請負契約書又は売買契約書の写し。ただし、工事請負契約書又は売買契約書に補助対象経費の内訳が明記されていない場合は、補助対象経費の内訳が明記されている見積書等の写しを工事請負契約書又は売買契約書の写しと併せて提出すること。</li> <li>5 外部給電設備（住宅用）の規格を確認できるカタログ等書類の写し</li> <li>6 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>
外部給電設備（自動車用）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自動車検査証記録事項の写し又は標識交付証明書の写し。ただし、令和5年1月3日以前に新規登録した車両については、自動車検査証の写し</li> <li>2 請求明細書の写し又はみよし市エコエネルギー促進事業補助金外部給電設備（自動車用）設置証明書（様式第10号）</li> <li>3 次に掲げるカラー写真 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 外部給電設備（自動車用）を設置した車両の全景（自動車登録番号が判別できるもの）</li> <li>(2) 設置された外部給電設備（自動車用）（設置状態を確認できるもの）</li> </ol> </li> </ol>

	の) 4 その他市長が必要と認める書類
--	------------------------

別表第6（第10条関係）

区分	設置完了の日・引渡しの日
住宅用太陽光発電システム	補助対象経費の支払が完了した日。ただし、分割払に係る契約書の写しを添付する場合は、分割払に係る契約の締結日
家庭用エネルギー管理システム(HEMS)	1 保証書に記載された保証の開始日 2 補助対象経費の支払が完了した日。ただし、分割払に係る契約書の写しを添付する場合は、分割払に係る契約の締結日
家庭用蓄電システム	1 保証書に記載された保証の開始日 2 補助対象経費の支払が完了した日。ただし、分割払に係る契約書の写しを添付する場合は、分割払に係る契約の締結日
電気自動車等充電設備(V2H)	1 保証書に記載された保証の開始日 2 補助対象経費の支払が完了した日。ただし、分割払に係る契約書の写しを添付する場合は、分割払に係る契約の締結日
断熱窓	1 断熱窓の改修工事の完了日が分かる書類に記載された工事完了日 2 補助対象経費の支払が完了した日。ただし、分割払に係る契約書の写しを添付する場合は、分割払に係る契約の締結日
家庭用燃料電池システム	1 保証書に記載された保証の開始日 2 補助対象経費の支払が完了した日。ただし、分割払に係る契約書の写しを添付する場合は、分割払に係る契約の締結日
太陽熱利用システム（自然循環型及び強制循環型）	1 保証書に記載された保証の開始日 2 補助対象経費の支払が完了した日。ただし、分割払に係る契約書の写しを添付する場合は、分割払に係る契約の締結日
ZEH	住宅の引渡証明書等住宅の引渡し日が分かる書類に記載された引渡し日
外部給電設備（住宅用）	1 保証書に記載された保証の開始日 2 補助対象経費の支払が完了した日。ただし、分割払に係る契約書の写しを添付する場合は、分割払に係る契約の締結日

外部給電設備  
(自動車用)

- 1 外部給電設備（自動車用）を設置した車両の新規登録の日
- 2 補助対象経費に対する請求日
- 3 みよし市エコエネルギー促進事業補助金外部給電設備（自動車用）設置証明書（様式第10号）に記載された設置日

(宛先) みよし市長

申請者 住所  
ふりがな  
氏名  
電話番号

みよし市エコエネルギー促進事業補助金交付申請書兼実績報告書  
(住宅用地球温暖化対策設備)

みよし市エコエネルギー促進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 設置場所 みよし市
- 2 補助金交付申請の内容

区分 ※該当項目に☑	設置完了の日	補助対象経費 (消費税含む。)	補助金額算出方法	補助金交付申請額
<input type="checkbox"/> 住宅用太陽光発電システム	年 月 日	円	太陽電池の最大出力の合計 kW・・① ※小数点以下2位未満は四捨五入すること。 ①×40,000円 ※1,000円未満切り捨て ※限度額200,000円又は補助対象経費のいずれか低い額	円
<input type="checkbox"/> 家庭用エネルギー管理システム (HEMS)	年 月 日	円	補助対象経費の10% ※1,000円未満切り捨て ※限度額10,000円	円
<input type="checkbox"/> 家庭用蓄電システム	年 月 日	円	補助対象経費の10% ※1,000円未満切り捨て ※限度額400,000円 又は150,000円	円
<input type="checkbox"/> 電気自動車等充給電設備 (V2H)	年 月 日	円	補助対象経費の10% ※1,000円未満切り捨て ※限度額50,000円	円
<input type="checkbox"/> 断熱窓	年 月 日	円		
<input type="checkbox"/> 一体的導入による加算 ※ZEHの補助金を申請する場合は対象外			住宅用太陽光発電システム、家庭用エネルギー管理システム (HEMS) 及び次のいずれか又は2つ以上を同時申請する場合は150,000円加算 ・家庭用蓄電システム ・電気自動車等充給電設備 (V2H) ・断熱窓	円
<input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム	年 月 日	円	補助対象経費の10% ※1,000円未満切り捨て ※限度額150,000円	円
<input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム (自然循環型)	年 月 日	円	補助対象経費の10% ※1,000円未満切り捨て ※限度額50,000円	円
<input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム (強制循環型)	年 月 日	円	補助対象経費の10% ※1,000円未満切り捨て ※限度額100,000円	円
補助金交付申請額 合計				円

裏面に続く

3 添付書類チェックリスト

区分	添付書類 ※書類を確認した後に☑
共通	<input type="checkbox"/> 補助対象経費に係る領収書の写し ※分割払により購入した場合は、分割払に係る契約書の写し <input type="checkbox"/> 補助対象経費の内訳が明記されている工事請負契約書又は売買契約書の写し ※工事請負契約書又は売買契約書に補助対象経費の内訳が明記されていない場合は、補助対象経費の内訳が明記されている見積書等の写しを工事請負契約書又は売買契約書の写しと併せて提出すること。 <input type="checkbox"/> 規格を確認できるカタログ等書類の写し
住宅用太陽光発電システム	<input type="checkbox"/> 太陽電池モジュールの販売者又は施工業者が作成した太陽電池モジュールの配置図及び太陽電池モジュールの最大出力の合計を確認できる書面の写し <input type="checkbox"/> 住宅用太陽光発電システム設置後の住宅の全景のカラー写真 <input type="checkbox"/> 設置した全ての太陽電池モジュールのカラー写真 ※設置場所及び設置状態を確認できるもの
家庭用エネルギー管理システム (HEMS)	<input type="checkbox"/> 保証書の写し <input type="checkbox"/> 本体の全景のカラー写真 <input type="checkbox"/> 本体に貼付されている型番及び製造番号が記載された箇所のカラー写真
家庭用蓄電システム	
電気自動車等充給電設備 (V2H)	
断熱窓	<input type="checkbox"/> 断熱窓の改修工事の完了日を確認できる書類の写し <input type="checkbox"/> 断熱窓改修位置が明示された図面 <input type="checkbox"/> 断熱窓改修後の住宅の全景のカラー写真 <input type="checkbox"/> 断熱窓改修箇所のカラー写真 (改修箇所全てを示したもの) <input type="checkbox"/> 改修に使用したガラス、サッシ等の性能を証する書類 (施工部分の熱貫流率が記載されているもの)
家庭用燃料電池システム	<input type="checkbox"/> 保証書の写し <input type="checkbox"/> 本体の全景のカラー写真 <input type="checkbox"/> 燃料電池ユニット本体に貼付されている型番及び製造番号が記載された箇所のカラー写真 <input type="checkbox"/> 貯湯ユニット本体に貼付されている型番及び製造番号が記載された箇所のカラー写真
太陽熱利用システム (自然循環型及び強制循環型)	<input type="checkbox"/> 保証書の写し <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム設置後の住宅の全景のカラー写真 <input type="checkbox"/> 集熱部、貯湯部及び蓄熱部のうち、設置されている設備のカラー写真 ※設置場所及び設置状態を確認できるもの

4 過去の補助金交付状況 (該当に☑)  
 過去に、みよし市エコエネルギー促進事業補助金を交付されたことがある。 有 無

5 公簿等による確認の承諾

私は、上記の補助金交付申請の審査を行うに当たり、申請者の住民票及び市税等の納付状況について、市担当職員が公簿等により確認することを承諾します。

年 月 日 申請者 \_\_\_\_\_



表面

様式第3号(第10条関係)

年 月 日

みよし市長 様

申請者 住 所  
ふりがな  
氏 名  
電話番号

みよし市エコエネルギー促進事業補助金交付申請書兼実績報告書  
(外部給電設備)

みよし市エコエネルギー促進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請の内容

区分	設置場所			
外部給電設備 (住宅用)	みよし市			
	設置完了の日	設置費用	補助金額算出方法	補助金交付申請額
	月 年 日	円	補助対象経費の10% ※1,000円未満切り捨て ※限度額50,000円	円

区分	車両名称	車両登録日		
外部給電設備 (自動車用)		年	月	日
	設置完了の日	設置費用	補助金額算出方法	補助金交付申請額
	月 年 日	円	補助対象経費の額又は 1万円のいずれか少ない額 ※1,000円未満切り捨て	円

裏面に続く

## 2 添付書類チェックリスト

区分	添付書類 ※書類を確認した後に☑
外部給電設備 (住宅用)	<input type="checkbox"/> 補助対象経費に係る領収書の写し ※分割払により外部給電設備（住宅用）を購入した場合は、分割払に係る契約書の写し <input type="checkbox"/> 保証書の写し <input type="checkbox"/> 外部給電設備（住宅用）設置後の住宅の全景のカラー写真 <input type="checkbox"/> 設置されている設備のカラー写真 ※設置場所及び設置状態を確認できるもの <input type="checkbox"/> 補助対象経費の内訳が明記されている工事請負契約書又は売買契約書の写し ※工事請負契約書又は売買契約書に補助対象経費の内訳が明記されていない場合は、補助対象経費の内訳が明記されている見積書等の写しを工事請負契約書又は売買契約書の写しと併せて提出すること。 <input type="checkbox"/> 規格を確認できるカタログ等書類の写し
外部給電設備 (自動車用)	<input type="checkbox"/> 自動車検査証記録事項の写し又は標識交付証明書の写し ※令和5年1月3日以前に新規登録した車両については、自動車検査証の写し <input type="checkbox"/> 請求明細書の写し又はみよし市エコエネルギー促進事業補助金外部給電設備（自動車用）設置証明書（様式第10号） <input type="checkbox"/> 外部給電設備（自動車用）を設置した車両の全景のカラー写真 ※自動車登録番号が判別できるもの <input type="checkbox"/> 設置された外部給電設備（自動車用）のカラー写真 ※設置状態を確認できるもの

## 3 公簿等による確認の承諾

私は、上記の補助金交付申請の審査を行うに当たり、申請者の住民票及び市税等の納付状況について、市担当職員が公簿等により確認することを承諾します。

年 月 日 申請者 \_\_\_\_\_

様

みよし市長

みよし市エコエネルギー促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあったみよし市エコエネルギー促進事業補助金については、みよし市エコエネルギー促進事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- | 1 補助金の額  | 金 | 円 |
|--|---|---|
| (内訳)   |   |   |
| <input type="checkbox"/> 住宅用太陽光発電システム          | 金 | 円 |
| <input type="checkbox"/> 家庭用エネルギー管理システム (HEMS) | 金 | 円 |
| <input type="checkbox"/> 家庭用蓄電システム             | 金 | 円 |
| <input type="checkbox"/> 電気自動車等充電設備 (V2H)      | 金 | 円 |
| <input type="checkbox"/> 一体的導入による加算            | 金 | 円 |
| <input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム           | 金 | 円 |
| <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム (自然循環型)     | 金 | 円 |
| <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム (強制循環型)     | 金 | 円 |
| <input type="checkbox"/> ZEH (断熱等性能等級5)        | 金 | 円 |
| <input type="checkbox"/> ZEH (断熱等性能等級6)        | 金 | 円 |
| <input type="checkbox"/> ZEH (断熱等性能等級7)        | 金 | 円 |
| <input type="checkbox"/> 外部給電設備 (住宅用)          | 金 | 円 |
| <input type="checkbox"/> 外部給電設備 (自動車用)         | 金 | 円 |
- 2 補助金交付の条件

様式第5号(第11条関係)

第 号  
年 月 日

様

みよし市長

みよし市エコエネルギー促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたみよし市エコエネルギー促進事業補助金については、みよし市エコエネルギー促進事業補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、下記の理由により不交付と決定したので通知します。

記

不交付とした理由

みよし市エコエネルギー促進事業補助金交付請求書

年 月 日

みよし市長 様

住 所  
氏 名  
電話番号

みよし市エコエネルギー促進事業補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、みよし市エコエネルギー促進事業に係る補助金

- |  |         |   |
|--|---------|---|
| <input type="checkbox"/> 住宅用太陽光発電システム          | 金 _____ | 円 |
| <input type="checkbox"/> 家庭用エネルギー管理システム (HEMS) | 金 _____ | 円 |
| <input type="checkbox"/> 家庭用蓄電システム             | 金 _____ | 円 |
| <input type="checkbox"/> 電気自動車等充電設備 (V2H)      | 金 _____ | 円 |
| <input type="checkbox"/> 一体的導入による加算            | 金 _____ | 円 |
| <input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池システム           | 金 _____ | 円 |
| <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム (自然循環型)     | 金 _____ | 円 |
| <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム (強制循環型)     | 金 _____ | 円 |
| <input type="checkbox"/> ZEH (断熱等性能等級5)        | 金 _____ | 円 |
| <input type="checkbox"/> ZEH (断熱等性能等級6)        | 金 _____ | 円 |
| <input type="checkbox"/> ZEH (断熱等性能等級7)        | 金 _____ | 円 |
| <input type="checkbox"/> 外部給電設備 (住宅用)          | 金 _____ | 円 |
| <input type="checkbox"/> 外部給電設備 (自動車用)         | 金 _____ | 円 |

として請求します。

補助金交付決定通知書の番号		_____ 第 _____ 号	
振 込 先	銀行名	銀行・農協 信用金庫・金庫	本店 支店 出張所
	口座番号	普通 当座	NO.
	口座名義人	フリガナ	

※金額の訂正はできません。書き損じた場合は新しい用紙に記入してください。  
※必ず、申請者本人名義の口座を御記入ください。

様式第7号(第13条関係)

年 月 日

みよし市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

みよし市エコエネルギー促進事業補助金交付申請取下げ申出書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったみよし市エコエネルギー促進事業補助金  
については、みよし市エコエネルギー促進事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり  
補助金の交付申請を取り下げます。

記

1 補助金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 取下げ理由 \_\_\_\_\_

様式第8号(第14条関係)

第 号  
年 月 日

様

みよし市長

みよし市エコエネルギー促進事業補助金返還請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定をし、交付したみよし市エコエネルギー促進事業補助金については、みよし市エコエネルギー促進事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 円
- 2 納入期限 年 月 日
- 3 取消し理由

様式第9号(第15条関係)

年 月 日

みよし市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

みよし市エコエネルギー促進事業補助金処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったみよし市エコエネルギー促進事業補助金について、みよし市エコエネルギー促進事業補助金交付要綱第15条第2項の規定に基づき、下記のとおり補助対象設備の処分の承認を申請します。

記

- 1 処分の方法 \_\_\_\_\_
- 2 処分の時期 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日
- 3 処分の理由 \_\_\_\_\_

様式第10号(別表第5関係)

みよし市エコエネルギー促進事業補助金外部給電設備(自動車用)設置証明書

購入者	住 所	
	氏 名	
	電 話	
設置車両	車 両 名 称	
	自動車登録番号	
設 置 日	年 月 日	
設 置 費 用		円(消費税含む。)

上記のとおり、みよし市エコエネルギー促進事業補助金交付要綱第2条第8号の規定に該当する外部給電設備(自動車用)を設置し、代金の支払いを受けたことを証します。

年 月 日

設置店 所 在 地  
店 名  
代 表 者 名  
(又は販売責任者)

問合せ先	担当者名
電話 ( )	

- 様式第 1 号 (第10条関係)
- 様式第 2 号 (第10条関係)
- 様式第 3 号 (第10条関係)
- 様式第 4 号 (第11条関係)
- 様式第 5 号 (第11条関係)
- 様式第 6 号 (第12条関係)
- 様式第 7 号 (第13条関係)
- 様式第 8 号 (第14条関係)
- 様式第 9 号 (第15条関係)
- 様式第10号 (別表第 5 関係)